

旅券(パスポート)申請のご案内 燕市

2023. 3. 27

この案内は、日本国籍を有し、燕市に住民登録のある方が、次の申請手続きをするための案内です。

取扱業務

- ・新規申請（初回の申請・残存期間切れの申請）
- ・切替申請（前回旅券の残存期間 1 年以内の更新）
- ・訂正新規申請または残存有効期間同一旅券の申請
- ・紛失（前回旅券の残存期間が切れているなら不要）

旅券の記載内容に変更がある方や査証欄が残りわずかになった方は以下の申請を行うことができます。

訂正新規	前回旅券の残存期間を切り捨て、新たに 5 年か 10 年の旅券を申請。
残存有効 期間同一	前回と同じ残存期間で旅券を作成する。 発行手数料は 6,000 円。

【申請に必要な書類】

※旅券発給手数料は旅券受取時に必要です。手数料については裏面をご覧ください。

<p>① 一般旅券発給申請書 (折り曲げ厳禁) 1 通 ※消せるボールペンは使用しないでください。</p>	<ul style="list-style-type: none">・有効期間が 5 年用と 10 年用の二種類あります。・18 歳未満の方は、有効期間が 5 年用のみの申請となります。 <p>※有効期限が 10 年用を申請できるのは、18 歳の誕生日前日からです。</p>						
<p>② 戸籍謄本 1 通 (6 か月以内に発行されたもの) ※本籍地の市区町村役場で取得するものです。</p>	<ul style="list-style-type: none">・有効期間内の旅券を切り替える場合で記載事項に変更のない方は省略できます。・同一戸籍内の複数の方が同時に申請する場合は、戸籍謄本 1 通で申請できます。・本籍が燕市にある方は、市民課で戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)を請求できます。(1 通 450 円) ※マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストアでも取得可能です。(1 通 300 円)						
<p>③ 写真 1 枚 (6 か月以内に撮影されたもの)</p> <p>(単位: mm)</p>  <p>※写真は貼らずにお持ちください。</p>	<p><写真の規格></p> <ul style="list-style-type: none">・たて 45 mm よこ 35 mm、ふちなしで、左図の寸法をみたしたもの。・顔の寸法は頭頂からあごまで 34 mm ± 2 mm・顔は正面向き、無帽、無背景で、目元や輪郭が露出しているもの。・目の周辺に髪の毛、眼鏡、つけまつげ等の一部やその影が入っていないもの。 <p><旅券用写真としてふさわしくないもの></p> <ul style="list-style-type: none">・画像があまりく不鮮明なもの。変色、傷、汚れのあるもの。・背景や影があるもの。・前髪やめがねのフレームが目元にかかっているもの。・めがねのレンズに光が反射しているもの。・カラーコンタクトレンズ着用のもの。・耳や顔の輪郭等が隠れているもの。・髪や衣服が背景の色と同化しているもの。・表情が平常時と著しく異なるもの。(泣いたり、笑ったりしている) <p>※写真はそのまま旅券に転写されます。出入国審査で旅券の顔画像と所持人の顔を電子機器で照合を行う場合がありますので、照合の妨げとならないよう国際規格に適合した写真をお持ちください。</p>						
<p>④ 本人確認の書類 有効な原本(コピーは不可)</p> <p>※本人確認書類の氏名、生年月日、性別、氏名の読み方、住所、本籍が申請書の記載内容と一致している必要があります。</p> <p>※申請者に代わって代理の方が申請書を提出する場合</p> <ul style="list-style-type: none">・申請者本人分・代理人分 <p>の両方が必要です。</p>	<p>● 1 点でよいもの</p> <ul style="list-style-type: none">・日本国旅券(現に有効なもの、失効後 6 か月以内のもの)・マイナンバーカード(通知カードは不可)・運転免許証・写真付き身体障害者手帳(写真張替え防止がなされているもの) 等 <p>● 2 点以上必要なもの (イ+イ) 又は (イ+ロ)</p> <table border="1"><tr><td>イ</td><td>・健康保険証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・年金証書(手帳・通知書) 等</td><td>例) イ+イの組合せ ・健康保険証+年金手帳 ・後期高齢者医療被保険者証+介護保険被保険者証</td></tr><tr><td>ロ</td><td>・学生証(中学生の生徒手帳は顔写真なしでも可) ・写真付の身分証明書(社員証、公的な資格証明書) ・市から発行された受給者証 等</td><td>イ+ロの組合せ ・健康保険証+学生証 ・健康保険証+医療受給者証</td></tr></table>	イ	・健康保険証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・年金証書(手帳・通知書) 等	例) イ+イの組合せ ・健康保険証+年金手帳 ・後期高齢者医療被保険者証+介護保険被保険者証	ロ	・学生証(中学生の生徒手帳は顔写真なしでも可) ・写真付の身分証明書(社員証、公的な資格証明書) ・市から発行された受給者証 等	イ+ロの組合せ ・健康保険証+学生証 ・健康保険証+医療受給者証
イ	・健康保険証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・年金証書(手帳・通知書) 等	例) イ+イの組合せ ・健康保険証+年金手帳 ・後期高齢者医療被保険者証+介護保険被保険者証					
ロ	・学生証(中学生の生徒手帳は顔写真なしでも可) ・写真付の身分証明書(社員証、公的な資格証明書) ・市から発行された受給者証 等	イ+ロの組合せ ・健康保険証+学生証 ・健康保険証+医療受給者証					
<p>⑤ 前回取得した旅券</p>	<ul style="list-style-type: none">・有効期間内の旅券をお持ちの方は、有効旅券の提出がないと申請できません。 ※有効旅券を紛失、焼失、損傷した場合は旅券窓口にお問い合わせください。・過去に旅券を取得した方は、失効していても前回の旅券をお持ちください。						

申請についてのご注意

代理提出 (受取は必ず本人です。)

申請書は、申請者に代わって代理の方が提出できます。

- ・事前に申請者本人が記入した申請書と添付書類一式 (1 ページ参照) を代理の方がお持ちください。
- ・本人確認書類は、申請者本人分と代理人分の両方が必要です。

※ただし、有効旅券を紛失した方、居所申請の方、刑罰等関係に該当する方、過去に旅券を申請して受け取らなかった方は代理提出ができません。

申請日に 18 歳未満の方の申請

- ・5 年旅券のみの申請となります。
- ・申請書裏面の「法定代理人署名」欄に親権者である父又は母、もしくは後見人の署名が必要です。
※親権者が遠隔地に在住等の場合は、親権者の署名のある「同意書」(窓口にあります) の提出でも差し支えありません。

居所申請 (住民登録地が新潟県外の方)

次の方は住民登録が他の都道府県であっても燕市で申請できます。ただし、代理提出はできません。また、居所を確認できる書類が必要です。

- ① 学生・生徒 (確認書類: 学校所在地の記載がある学生証、居所の賃貸借契約書等)
- ② 6 か月以上の長期出張者・単身赴任者 (確認書類: 会社所在地の記載がある身分証明書、勤務先の居所証明書等)
- ③ 船員、一時帰国者については旅券窓口にお問い合わせください。

残存有効期間内同一旅券の申請について

有効な旅券をお持ちの方で、氏名や本籍等の記載に変更がある場合は、記載事項変更の申請ができます。変更後の旅券には、最新の内容が反映されており、顔写真・所持人自署・旅券番号も新しくなりますが、旅券の有効期間は変更前の旅券の有効期間満了日のままとなります。

その他

- ◎今までに旅券を申請していて受け取らなかった方は、必ず申請者本人が窓口申し出てください。
- ◎外国人との婚姻等の場合で、氏名の非ヘボン式ローマ字表記、別名併記を希望される方は、綴りの確認に必要な書類を提出していただく必要がありますので、事前にご相談ください。
- ◎申請書の「刑罰等関係」欄に該当する方は別途手続きが必要です。必ず事前にご相談ください。

旅券窓口と受付時間

申請時間

- 月曜日～金曜日 8:30～17:00
※祝日及び年末年始は休みです。

受取時間

- 月・火・木・金曜日 8:30～17:00
- 水曜日 8:30～19:30
- 第2日曜日・第4土曜日 8:30～正午
※祝日(第2日曜・第4土曜を除く)及び年末年始は休みです。
- ◎受け取りは必ず本人が、申請日から6か月以内に申請した窓口においてください。

申請から受取までの日数 (燕市の場合)

土、日、祝日、年末年始を除いて8日(申請日を含む)
※市町村によって異なりますのでご注意ください。

旅券窓口

◆ 燕市パスポートセンター (燕市役所 市民課内)

〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地

TEL 0256(77)8126 (直通)

旅券申請の手続き・交付日の確認・ダウンロード申請書の作成等はホームページからでも行えます。
詳しくはホームページをご覧ください。
ホームページのQRコード・URLです。



https://www.city.tsubame.niigata.jp/kurashi/juminhyo/1_1/3610.html

● 新潟県パスポートセンター (朱鷺メッセ内)

TEL 025(290)6670

※通常の旅券申請は新潟県パスポートセンターでは手続きができません。ご不明な点は燕市パスポートセンターにお問い合わせください。

旅券発給手数料 (新規・切替)

区分	手数料	内 訳	
		収入印紙	新潟県収入証紙
10年	16,000円	14,000円	2,000円
5年	12才以上	9,000円	2,000円
	12才未満	4,000円	2,000円
残存有効期間同一	6,000円	4,000円	2,000円

※収入印紙・新潟県収入証紙は旅券窓口(燕市パスポートセンター)で購入することもできます。

※「年齢計算に関する法律」により、年齢は誕生日の前日に加算されます。12才未満の手数は12才の誕生日の前々日まで申請のあった方に適用されます。

記入例とご注意

- ◎ 機械で読み取りますので、折ったり、汚したりしないでください。
- ◎ 黒又は青の濃いインクで記入してください。(消せるボールペンは使用しないでください。)
- ◎ 記入ミスをした場合は二本線で消して訂正してください。(所持人自署は訂正不可)
(注) 修正液や修正テープ等は使用しないでください。

所持人自署(例)
 <パスポートのサイン>
 ※パスポートにそのまま転写されます

吉田 夕子
 yuko yoshida

幼児等で漢字が書けない場合
 よしだ ゆうこ

乳幼児や身体障害者等で署名が困難な場合は、法定代理人等が代理署名することができます。お気軽にご相談ください。

上級 申請者氏名
 下級 代筆者氏名及び関係

吉田 夕子
 吉田花子(母)代筆

Yuko Yoshida
 by H.Yoshida(mother)

署名として良くない例
 枠からはみ出ている

yuko yoshida

二段になっているもの
 yuko
 yoshida

なぞっているもの
 吉田 夕子

インクが薄かったりかすれているもの
 吉田 夕子

この部分は必ず申請者本人が記入してください

記入しないでください

濁点は同じマスに記入

戸籍どおりの字で、かい書体で記入

大文字・活字体で記入 ※右ページ参照

戸籍どおり記入

最後に取得したパスポートについて記入 ※不明の場合は番号等の欄は空欄で、チェックのみ記入

電話番号やメールアドレスを記入してください

海外へ同行しない方の連絡先の記入

必ず申請者本人がよく読んで□に✓をつけてください。「はい」に該当する方は必ず事前にご相談ください。別途手続きが必要になります。

該当する□に✓をつけてください

申請者本人が書き慣れた字体で署名 ※この部分は訂正できません

申請者本人が

住民登録の住所を記入

住所 燕市吉田西太田1934番地

緊急連絡先 氏名 吉田 太郎 申請者との関係 父 電話 0256 (92) 1111

現在外国の国籍を有していますか。(※該当する枠内に✓印を記入してください)

はい いいえ

「はい」の場合
 どの国の国籍ですか。取得年月日 年 月 日 どのような方法で取得しましたか。外国籍の父又は母の子として出生 外国人との婚姻又は養子縁組 外国での出生 外国人との婚姻又は養子縁組 帰化申請又は国籍取得届出

ローマ字表記の注意点

- 長音：記入しない(OO・OU・UUの2番目)
- OTA SATO YOKO YUJI TARO
 (おおた) (さとう) (ようこ) (ゆうじ) (たろう)
- ※長音か否かの判断ができない場合はお問い合わせください。
- 撥音：B・M・Pの前に「N」の代わりに「M」をおく
- NAMBA HOMMA JUMPEI
 (なんば) (ほんま) (じゅんぺい)
- 促音：子音を重ねる(ただし「C」の前には「T」をおく)
- HATTORI KIKKAWA HATCHO
 (はっとり) (きっかわ) (はっちょう)
- ※「O」を含む長音の場合、後ろに「H」を付けることもできます。その場合は裏面の「旅券面の氏名表記」欄への記入が必要です。
 ただし変更はできません。(例) SATOH OHTA
 (さとう) (おおた)

へボン式ローマ字表

A	I	U	E	O	GA	GI	GU	GE	GO
ア	イ	ウ	エ	オ	ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ
KA	KI	KU	KE	KO	ZA	JI	ZU	ZE	ZO
カ	キ	ク	ケ	コ	ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ
SA	SHI	SU	SE	SO	DA	JI	ZU	DE	DO
サ	シ	ス	セ	ソ	ダ	ヂ	ヅ	デ	ド
TA	CHI	TSU	TE	TO	BA	BI	BU	BE	BO
タ	チ	ツ	テ	ト	バ	ビ	ブ	ベ	ボ
NA	NI	NU	NE	NO	PA	PI	PU	PE	PO
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	パ	ピ	プ	ペ	ポ
HA	HI	FU	HE	HO	KYA	KYU	KYO		
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	キャ	キュ	キョ		
MA	MI	MU	ME	MO	SHA	SHU	SHO		
マ	ミ	ム	メ	モ	シャ	シュ	ショ		
YA	YU	YO			CHA	CHU	CHO		
ヤ	ユ	ヨ			チャ	チュ	チョ		
RA	RI	RU	RE	RO	NYA	NYU	NYO		
ラ	リ	ル	レ	ロ	ニャ	ニュ	ニョ		
WA	I	U	E	O	HYA	HYU	HYO		
ワ	ヰ	ヱ	ヲ		ヒャ	ヒュ	ヒョ		
N(M)					MYA	MYU	MYO		
ン					ミャ	ミュ	ミョ		
					RYA	RYU	RYO		
					リャ	リュ	リョ		
					GYA	GYU	GYO		
					ギャ	ギュ	ギョ		
					JA	JU	JO		
					ジャ	ジュ	ジョ		
					BYA	BYU	BYO		
					ビャ	ビュ	ビョ		
					PYA	PYU	PYO		
					ピャ	ピュ	ピョ		

出発予定日 令和 XX年 XX月 XX日 ※主要渡航先での滞在期間 3ヶ月未満 3ヶ月以上

※ 次の各項目のいずれかに該当する場合は、該当する項目の□に✓印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください

① 表面の判別等関係欄に該当する場合は、申請書裏面に「渡航目的」欄に「①」を記入してください

② の場合は、二重発給が必要な理由も記入

今回の渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)

国名 コード

申請書裏面の氏名表記(申請書裏面のへボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字大文字で記入してください。姓と名のどちらか一方の場合もあります。また、別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続けて、前後を括弧で囲んで、括弧の中に別名を記入してください。)(別名併記の記入例：GAMU(TANAKA))

(姓)

(名)

注：姓等欄への表記可能な文字数は姓・名・スベ(記号「・」など)や、数字(且言など)

注意
 申請者が未成年者、成年被後見人の場合は、法律上の親権者又は被後見人の署名が必要です。

法定代理人(後見人など)署名

外務大臣 大使 総領事 殿

申請書類等提出委任申出書
 (法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

私は旅券法第3条第4項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し上げます。

申請者記入
 令和 年 月 日
 引受人氏名 吉田 花子 申請者との関係 母
 引受人住所 燕市吉田西太田1934番地

私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年以内、旅券の不正取得に係わったことはありません。

令和 年 月 日 連絡先電話番号 0256 (92) 1111
 生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日

注意事項
 1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。
 2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

※氏名表記についての注意事項

- ◎ 2000年4月以降にパスポートを取得したことがある方は、前回と同じ表記になります。
- ◎ 姓の表記が家族間で異なりますと、入国審査時に支障が生じることもありますのでご注意ください。

法定代理人以外の代理申請の場合は記入してください。
 ※未成年者等の申請で法定代理人が提出する場合は不要です。
 申請者本人が代理人(引受人)について記入。

代理人が記入

※法定代理人には、親権者・未成年後見人・成年後見人等が含まれています。

その他ご不明な点はお問い合わせください